

令和6年度モニタリング評価結果について

1. はじめに

戸田市上下水道事業包括委託の実施に伴い、受注者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施してまいりました。その評価結果について公表します。

※モニタリングとは、委託業務について発注者が定期的に業務の履行確認等を行い、各業務を継続的に管理・監督することをいいます。

2. 評価方法について

本業務委託の年間評価については、年3回行う定期モニタリングの評価結果に基づき決定しています。評価基準については、表1のとおりです。

なお、定期モニタリングとは、達成状況の確認が必要な業務内容を一覧にした「モニタリングシート」を基に、書類確認、聴き取り確認、現地調査を行った上で各項目の評価を行うものです。

表1. 業務内容の評価基準

評価	評価基準	点数
a	要求水準書等 ^{注1} を満たしており、かつ業務内容が優れており、民間の技術力、企画力等が活用されている。	3点
b	要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている。	2点
c	要求水準書等を満たしておらず、口頭注意を行った。	0点
d	前回c評価を受けた項目について、今回のモニタリングまでに改善等が見られない。または、改善通告を実施した。	-1点

注1：要求水準書等とは、市の要求水準書と受注者が選定時に提出した技術提案書をいう。

全3回の定期モニタリングを実施したモニタリングシートから年間評価結果を決定し、表2のとおり各業務の総合評価を算出する。

表 2. 総合評価の算出ルール

総合評価	総合評価の基準	年間評価	点数
Ⅳ	平均が 2.5 以上	A	3 点
Ⅲ	平均が 1.5 以上 2.5 未満	B	2 点
Ⅱ	平均が 1.0 以上 1.5 未満	C	0 点
Ⅰ	平均が 1.0 未満	D	-1 点

3. 年間評価結果について

年間評価結果については、下記のとおりです。

年間評価結果（令和 6 年度）

	評価項目	総合評価
①	料金・財務関係業務	Ⅲ
②	給水装置関係業務	Ⅲ
③	下水道関係業務	Ⅲ
④	浄水場運転管理業務	Ⅲ
⑤	ポンプ場・雨水排水施設運転管理業務	Ⅲ
【所見】 令和 6 年度について、定期モニタリング(年 3 回)を基に各業務項目ごとに評価を行った結果「要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている」ことから、年間評価が B となり、総合評価をⅢとした。 なお、年間評価の基となる個別評価において、料金・財務関係業務における検針時の防犯パトロールによる地域見守り活動、ハンディターミナルの適正かつ効率的な運用及び保守管理、給水装置関係業務における多数の有資格者（給水装置工事主任技術者）を配置していることなど、評価が A の項目もあった。 令和 7 年度についても、引き続き安定した業務を維持しながら、更なる業務レベルの向上を期待したい。		